



和牛遺伝資源を守り、精液・受精卵の適正流通・使用を図るため 「家畜遺伝資源の不正流通を防ぐ法律」が成立、「家畜改良増殖法」が一部改正されました。

平成30年(2018年)、中国への和牛精液・受精卵の不正輸出未遂事件が起きました。長年の改良により付加価値の高まった家畜遺伝資源(精液・受精卵等)の不適切な流通・海外流出は我が国の畜産振興に大きな悪影響を与える恐れがあり、これを防止するために法改正等が行われ、今秋までに施行されます。

御了知いただくとともに、精液・受精卵の適正な取り扱いをお願いします。

改正家畜改良増殖法

★ 家畜人工授精所に係る義務・業務内容が見直されます。

- 1 定期報告の義務:家畜人工授精用精液・受精卵の流通に係る記録を都道府県に報告する必要があります。
- 2 家畜人工授精所以外での家畜人工授精用精液や受精卵を保存することが禁止されます。(ただし自家所有の雌畜に使用するための保存は除く。)
- 3 家畜人工授精所以外から家畜人工授精用精液や受精卵は譲渡することが禁止されます。

★ 特に適正な流通の確保を必要とする家畜人工授精用精液等の規制

「特に適正な流通の確保を必要とする」対象として和牛が指定される見込みで、ストローへの所定事項(種畜名等)の表示、保存・譲渡・廃棄等の記録を行い10年間保存すること等が定められました。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

- 1 家畜遺伝資源を長年の品種改良によりできた「知的財産」として保護
 - 2 和牛遺伝資源の不正入手や無断転売の禁止
 - 3 悪質な不正行為者には刑事罰
- ※不正入手と知りながら使用・譲渡した場合や、不正流通を経て生まれた子や受精卵も規制対象になります。

★ 罰則

個人:懲役10年または罰金1,000万円(以下)

法人:罰金3億円(以下)

※和牛精液・受精卵の譲渡(販売・購入)には契約約款

これらの法整備を実効あるものにしていくため、適切に和牛遺伝資源が取引されるように譲渡契約を締結することが進められています。主要団体(家畜改良事業団等)では利用条件を明記した譲渡契約(法令遵守、国外持ち出し禁止等を規定)の締結により譲渡が行われています。

営々脈々と築かれてきた日本の宝「和牛」を守りましょう!

「第3期長野県食と農業農村振興計画」進行中～次代へつなぐ、笑顔あふれる信州の食と農業・農村～

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —

学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



[長野県は「SDGs未来都市」です]

SDGs(持続可能な開発目標)は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなでも取り組む目標です。